定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年四月十四日

秋田県大館市御成町二丁目一七番一〇号
株式会社タクト
代表取締役　佐藤　学

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年四月十四日

東京都江東区石島二番一六号
清水井産業株式会社
代表取締役　永井　大之

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年四月十四日

石川県鹿島郡中能登町久乃木井部一五番地
丸井織物株式会社
代表取締役社長　宮本　徹

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年四月十四日

石川県鹿島郡中能登町徳前一二部四六番地
宮米織物株式会社
代表取締役社長　宮本　徹

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十九年五月十六日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年四月十四日

大阪市中央区西心斎橋一丁目一三番五号
サンダー株式会社
代表取締役　佐藤　丈久

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である上田正志が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年四月十四日

東京都中野区中央二丁目三〇—九—三三八
エー・ユー・コンサルティング・コーポレーション
日本における代表者　上田　正志

限定承認公告

本籍東京都八王子市長房町五八八、最後の住所東京都八王子市明神町四—一八—一二藤寿苑

被相続人　亡　海老原たゑ

右被相続人は平成二十八年十月十五日死亡し、その相続人は平成二十九年三月三十日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十四日

神奈川県横浜市青葉区美しが丘一—一三—一〇
限定承認者　青木　幸江

限定承認公告

本籍山梨県甲府市宝一丁目三四五番地、最後の住所山梨県甲府市宝一丁目一三番一号

被相続人　亡　野中　一雄

右被相続人は平成二十八年十一月二十六日死亡し、その相続人は平成二十九年三月九日甲府家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十四日

甲府市丸の内三丁目二〇番七号フォワードビル四階　相続財産管理人野中文子
代理人弁護士　小澤　義彦

限定承認公告

本籍鳥取県日野郡日野町久住一〇二五番地一、最後の住所鳥取県米子市八幡九七三番地

被相続人　亡　山下　勇雄

右被相続人は平成二十八年十一月十三日死亡し、その相続人は平成二十九年二月二十二日鳥取家庭裁判所米子支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十四日

鳥取県米子市新開一丁目四番一〇号
相続財産管理人　新出　美幸

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十三億六千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十九年一月二十六日付官報号外第十六号の五十頁に掲載されています。

平成二十九年四月十四日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内
Ａｓｔｕｒｉａｓ特定目的会社
取締役　山﨑　亮雄

正誤

平成二十八年十月十七日外務省告示第三百九十七号（専門機関の特権及び免除に関する条約への締約国の追加に関する件）

（原稿誤り）

二ページ上段六行目から八行目を削除する。

平成二十九年三月三十一日（号外特第七号）国税庁告示第四号（清酒の製法品質表示基準を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
五二五	上	一四	充填	充塡

同日（同号外特）国税庁告示第五号（果実酒等の製法品質表示基準を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
五二五	下	一九	充填	充塡

同日（同号外特）国税庁告示第六号（酒類の地理的表示に関する表示基準を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
五二五	下	終りから一	[(7)～(9)　略]	(7)～(9)　[略]
〃	〃	〃	[(7)～(9)　同左]	(7)～(9)　[同左

同日（同号外特）国税庁告示第七号（租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第二項第一号八の規定に基づき、国税庁長官が指定する方法を定める件）

（印刷誤り）

ページ	段	行	誤	正
五二六	上	一二	免税酒類をいう。）	免税酒類をいう。以下同じ。）

平成二十八年十二月二十八日（号外第二百八十八号）国土交通省告示第千四百四十八号（船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

一二五ページ別表第一容器及び包装の項中国連番号２０２４の「#####」は「-」の誤り。

一五一ページ同表積載方法の項中国連番号２９１２の「SW21」を削る。

一六一ページ同表備考の項中国連番号３０９０及び３０９１の「SP384」を削る。

一九一ページ同表国連番号３５０７の分類の項中「腐食性物質」は「毒物類」の、項目の項中「-」は「毒物」の誤り。

ページ	段	行	誤	正
一九四	上	一三	IMDGコード7.3.7.5.1の試験	危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第Ⅱ部第28節の試験
一九五	〃	一	表中注２中	表注２中
一九七	下	一三	容器であつて	容器（１の荷送人につき、容器の数が２以下の場合に限る。）であつて

一九七ページ下段終りから一七行目の前に次のように加える。

注１　危険物を収納する容器が小さい場合にあつては、表示の大きさを縦7.4センチメートル以上、横10.5センチメートル以上として差し支えない。

ページ	段	行	誤	正
一九七	下	終りから一七	注１	注２
〃	〃	〃一五	注２	注３

一九八ページ上段終りから一七行目から一六行目を削る。

ページ	段	行	誤	正
一九八	上	終りから七	使用しない	を使用しない
〃	下	七	圧力安全装置が	圧力安全装置
〃	〃	終りから七	漏洩	漏えい
一九九	上	〃一五		
〃	〃	六	あたり	当たり
〃	〃	七		
〃	〃	一七	自動車の	4　自動車の
〃	〃	終りから二	摂氏38度	38℃
〃	下	三		

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月十四日付第八一号九六ページ●同日付第八二号一〇四ページ●同日付政府調達第七一号二四ページ●一月二十三日付衆会第二号二四ページ

発行所　〒一〇五—八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月　一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）